

官報

号外 昭和三十三年十二月十五日

○第三十一回 参議院會議錄第二号

昭和三十三年十二月十五日(月曜日)午後零時二十一分開議

議事日程 第二号

昭和三十三年十二月十五日

午前十時開議

第一 風俗営業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 参議院予備金支出の件

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 大竹平八郎君
議院運営委員 木島 虎蔵君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員 天坊 裕彦君
議院運営委員 大竹平八郎君

同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 杉山 昌作君(島村軍次君の補欠)

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

接収資金属等の処理に関する法律案

大蔵委員会に付託

社会教育法等の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案

農林水産委員会に付託

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案

建設委員会に付託

同日議長は、左の内閣提出案を決算委員会に付託した。

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別会計歳入歳出

算、昭和三十一年度特別会計歳入歳出

出決算、昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十一年度政府関係機関決算書(第二十八回国会提出)

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額計算書(第二十八回国会提出)

昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書(第二十八回国会提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

憲法調査会法の一部を改正する法律案

科学技術会議設置法案

内閣委員会に付託

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

司法試験法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

選挙期日等の臨時特例に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

司法試験法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

する米穀の充渡の特例に関する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

農林水産委員会に付託

昭和三十三年十二月十五日 参議院會議第二号 議長の報告

内閣官房内閣審議
室長兼内閣總理大
臣官房審議室長

吉田 信邦君

法制局長官

林 修三君

法制局次長

高辻 正巳君

法制局第一部長

龜岡 康夫君

法制局第二部長

野木 新一君

法制局第三部長

山内 一夫君

憲法調査会

武岡 憲一君

事務局長

廣岡 謙二君

人事院總裁

淺井 清君

人事官

入江誠一郎君

同

神田 五雄君

人事院事務總
局給与局長

瀧本 忠男君

人事院事務總
局職員局長

矢倉 一郎君

總理府總務長官

松野 頼三君

總理府總務副長官

佐藤 朝生君

内閣總理大臣
官房公務員制
度調査室長

増子 正宏君

中央青少年問題
協議會事務局長

深見吉之助君

公正取引委
員會委員長

長沼 弘毅君

公正取引委員
會事務局長

坂根 哲夫君

警察庁長官

柏村 信雄君

警察庁長官官房長

原田 章君

警察庁警務局長

坂井 時忠君

警察庁刑事局長

中川 董治君

警察庁保安局長

木村 行蔵君

警察庁警備局長

江口 俊男君

国家消防本部長

鈴木 琢二君

土地調整委
員會委員長

大池 眞君

首都圈整備委
員會事務局長

樺山 俊夫君

首都圈整備委
員會事務局計
画第一部長

水野 岑君

首都圈整備委
員會事務局計
画第二部長

石塚 久司君

宮内庁次長

瓜生 順良君

行政管理政務次官

濱野 清吾君

行政管理庁長

岡部 史郎君

行政管理庁行
政監察局長

大丸 實君

北海道開発
政務次官

佐藤清一郎君

自治政務次官

黒金 泰美君

自治庁長官官房長

松村 清之君

自治庁選挙局長

兼子 秀夫君

自治庁財政局長

奥野 誠亮君

自治庁税務局長

金丸 三郎君

防衛政務次官

辻 寛一君

防衛庁長官官房長

門叶 宗雄君

防衛庁防衛局長

加藤 陽三君

防衛庁教育
局長心得

小幡 久男君

防衛庁經理局長

山下 武利君

防衛庁裝備局長

小山 雄二君

調達庁長官

丸山 佑君

調達庁勞務部長

小里 玲君

經濟企画政務次官

河本 敏夫君

經濟企画庁
長官官房長

宮川新一郎君

經濟企画庁
調整局長

大堀 弘君

科學技術政務次官

石井 桂君

科學技術庁
長官官房長

原田 久君

科學技術庁企
画調整局長

鈴江 康平君

科學技術庁
原子力局長

佐々木義武君

法務政務次官

木島 虎藏君

法務省刑事局長

竹内 壽平君

法務省保護局長

福原 忠男君

法務省人権
擁護局長

鈴木 才藏君

法務省入国
管理局長

勝野 康助君

公安調査庁長官

藤井五一郎君

公安調査庁次長

関 之君

外務政務次官

竹内 俊吉君

外務大臣官房長

内田 藤雄君

外務省アジア局長

板垣 修君

外務省アメリ
カ局長

森 治樹君

外務省歐亞局長

金山 政英君

外務省經濟局長

牛場 信彦君

外務省条約局長

高橋 通敏君

外務省國際
連合局長

宮崎 章君

外務省移住局長

伊関佑二郎君

大藏政務次官

山中 貞則君

同

佐野 廣君

大藏大臣官房長

石野 信一君

大藏省主計局長

石原 周夫君

大藏省主計局次長

村上 一君

同

佐藤 一郎君

大藏省主税局長

原 純夫君

大藏省理財局長

正示啓次郎君

大藏省管財局長

賀屋 正雄君

大藏省銀行局長

石田 正君

大藏省為替局長

酒井 俊彦君

國稅庁長官

北島 武雄君

文部政務次官

高見 三郎君

文部省初等中
等教育局長

内藤馨三郎君

文部省大學
學術局長

緒方 信一君

文部省社会
教育局長

福田 繁君

文部省管理局長

小林 行雄君

文化財保護委
員會委員長

河井 彌八君

文化財保護委
員會事務局長

岡田 孝平君

厚生政務次官

池田 清志君

厚生大臣官房長

森本 潔君

厚生省公衆
衛生局長

尾村 偉久君

厚生省社会局長

安田 巖君

厚生省保險局長

太宰 博邦君

農林政務次官

石坂 繁君

農林大臣官房長

齋藤 誠君

同

高橋 衛君

農林省農地局長

伊東 正義君

農林省畜産局長

安田善一郎君

農林省蚕糸局長

大澤 融君

食糧庁長官

渡部 伍良君

林野庁長官

山崎 齊君

水産庁長官

奥原日出男君

農林省農林
經濟局長

須賀 賢二君

農林省農地局長

伊東 正義君

農林省畜産局長

安田善一郎君

農林省蚕糸局長

大澤 融君

食糧庁長官

渡部 伍良君

林野庁長官

山崎 齊君

水産庁長官

奥原日出男君

通商産業政務次官

中川 俊思君

同

大島 秀一君

通商産業大
臣官房長

齋藤 正年君

通商産業省
通商局長

松尾泰一郎君

通商産業省
企業局長

松尾 金藏君

通商産業省
重工業局長

小出 榮一君

特許庁長官

井上 尙一君

中小企業庁長官

岩武 照彦君

運輸政務次官

中馬 辰猪君

運輸大臣官房長

細田 吉藏君

運輸省海運局長

朝田 靜夫君

運輸省船舶局長

山下 正雄君

運輸省船舶局長

土井 智喜君

運輸省鐵道
監督局長

山内 公敏君

海上保安庁長官

安西 正道君

氣象庁長官

和達 清夫君

郵政政務次官

廣瀬 正雄君

郵政省監察局長

荒巻伊勢雄君

郵政省郵務局長

板野 學君

郵政省貯金局長	加藤 桂一君	文教委員	高田なほ子君	同	樺 繁大君	建設委員	山口 重彦君	法律の一部を改正する法律案(千葉信君外六名発議)
郵政省電波監理局長	濱田 成徳君	同	吉田 法晴君	懲罰委員	山下 義信君	同	阿具根 登君	同日委員長から左の報告書を提出した。
労働政務次官	生田 宏一君	同	秋山 長造君	同	海野 三朗君	同	中村 正雄君	風俗営業取締法の一部を改正する法律案可決報告書
労働大臣官房長	澁谷 直蔵君	社会労働委員	坂本 昭君	同	千葉 信君	予算委員	荒木正三郎君	去る十一日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は、去る十二日それぞれこれを承認した。
労働省労政局長	亀井 光君	農林水産委員	北村 暢君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同	同	平林 剛君	調査承認要求書
労働省労働基準局長	堀 秀夫君	同	小林 孝平君	内閣委員	吉田 法晴君	同	片岡 文重君	一、事件の名称 国の防衛に関する調査
労働省職業安定局長	百田 正弘君	同	阿具根 登君	同	横川 正市君	同	栗山 良夫君	一、目的 自主防衛体制を整え、防衛庁及び自衛隊の能率的運営を図る。
建設政務次官	徳安 實蔵君	同	阿部 竹松君	地方行政委員	館 哲二君	同	松永 忠二君	一、期間 今期国会開会中
建設大臣官房長	柴田 達夫君	運輸委員	館 哲二君	同	近藤 信一君	同	北村 暢君	右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
建設省住宅局長	鬼丸 勝之君	同	中村 正雄君	法務委員	高田なほ子君	同	松浦 清一君	昭和三十三年十二月十一日
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房長官赤城宗徳君外百三十六名(前掲の議長承認のとおり)を第三十一回国會議政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同	通信委員	柴谷 要君	同	江田 三郎君	決算委員	森中 守義君	内閣委員長 永岡 光治
去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同	建設委員	横川 正市君	同	北村 暢君	同	棚橋 小虎君	参議院議長松野鶴平殿
予算委員	同	同	戸叶 武君	同	小林 孝平君	同	大河原一次君	調査承認要求書
同	同	同	松澤 靖介君	同	小酒井義男君	議院運営委員	占部 秀男君	一、事件の名称 国家行政組織に関する調査
同	同	同	小酒井義男君	同	椿 繁夫君	同	伊藤 顯道君	一、目的 行政機構を整備し、行政事務運営の適正を期する。
同	同	同	吉田 法晴君	文教委員	荒木正三郎君	同	松本治一郎君	
同	同	同	龜田 得治君	同	坂本 昭君	懲罰委員	野澤 勝君	
内閣委員	近藤 信一君	同	藤原 道子君	同	松澤 靖介君	同	三木 治朗君	
同	藤田 進君	同	曾祢 益君	社会労働委員	藤原 道子君	同	同	
同	伊能繁次郎君	同	佐多 忠隆君	農林水産委員	棚橋 小虎君	同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。	同日議員から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	
地方行政委員	天田 勝正君	同	小笠原二三男君	同	戸叶 武君	同日議長から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	炭手当及び薪炭手当の支給に関する	
同	桐橋 小虎君	同	松澤 兼人君	同	栗山 良夫君	同日議長から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	炭手当及び薪炭手当の支給に関する	
法務委員	山口 重彦君	同	安部キミ子君	同	藤田 進君	同日議長から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	炭手当及び薪炭手当の支給に関する	
同	藤原 道子君	同	大矢 正君	同	柴谷 要君	同日議長から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	炭手当及び薪炭手当の支給に関する	
同	荒木正三郎君	同	阿部 三郎君	同	伊能繁次郎君	同日議長から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	炭手当及び薪炭手当の支給に関する	
太政委員	栗山 良夫君	同	片岡 文重君	同	天田 勝正君	同日議長から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	炭手当及び薪炭手当の支給に関する	
同	江田 三郎君	同	柴谷 要君	同	阿部 竹松君	同日議長から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	炭手当及び薪炭手当の支給に関する	
同	同	同	北村 暢君	同	中村 正雄君	同日議長から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	炭手当及び薪炭手当の支給に関する	

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

内閣委員長 永岡 光治

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国家公務員制度及び恩給に関する調査

一、目的 公務の民主的能率的運営を保障するため国家公務員制度、特に給与問題についてその合理化を図り、恩給制度の調整統一化を図る。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

内閣委員長 永岡 光治

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確立、治安の維持、消防並びに選挙等の諸問題について調査研究する。

一、方法 政府、地方その他関係方面より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

地方行政 田中 啓一

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 検察及び裁判の運営等に関する調査

一、目的 法務、検察及び裁判の民主的能率的運営をはかるため、これを推進改善するよう全般的検討を加えるとともに人権侵犯その他少年犯罪対策等個々の重要な問題について適切な措置を講ずることを目的とする。

一、方法 政府、関係方面から説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

外務委員長 青柳 秀夫

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査

一、目的 税制改正、金融政策の確立、国有財産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資する。

一、期間 今期国会開会中

一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

法務委員長 野本 品吉

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国際情勢等に関する調査

一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究し、国際情勢の把握につとめ、わが国外交の円滑なる推進に寄与する。

一、方法 関係各方面から説明及び意見を聴取するとともに資料を収集し、且つ、必要に応じては現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

文教委員長 竹中 勝男

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査

一、目的 税制改正、金融政策の確立、国有財産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資する。

一、期間 今期国会開会中

一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

大蔵委員長 前田 久吉

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び學術に関する調査

一、目的 教育制度、教育行政、教育財政及び文化、學術の諸問題をつぶさに調査研究し、教育、文化及び學術の健全なる発展に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、参考資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

文教委員長 竹中 勝男

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 経済の自立と発展に関する調査

一、目的 日本経済の当面する諸困難を打開し、その自立と発展を図るため、経済計画、産業貿易並びに技術振興等に関する諸問題をつぶさに調査研究し、諸施策の推進に資する。

一、方法 関係方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

商工委員長 田畑 金光

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 建設事業並びに建設諸計画に関する調査

一、目的 左の事項について調査し、関係法令の改廃の検討に資する。

一、国土計画、地方計画及び都市計画に関する事項

二、道路、河川、海岸、公有水面、運河、砂防及び上下水道施設に関する事項

三、水防に関する事項

四、土木、建築及び住宅に関する事項

事項

昭和三十三年十二月十五日 参議院會議録第二号 議長の報告 會議 請暇の件 常任委員長辭任の件 議事日程追加の件 常任委員長の選挙 裁判官訴追委員辭任の件 一〇

五、土地収用に関する事項

六、測量及び地図に関する事項

七、その他これに関連する事項

一、方法 広く関係官民から計画、

実施、成果等につきその実態及び

意見を聴取するとともに、実地視

察、資料の収集等により調査を行

う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規

則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

建設委員長 早川 慎一

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に

関する調査

一、目的 予算の執行状況について

調査し、今後における予算審査に

資する。

一、方法 関係者から説明を聴取

し、且つ資料の提出を求め、必要

に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規

則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十一日

予算委員長 井野 碩哉

参議院議長松野鶴平殿

去る十二日内閣から、参議院議員千葉

信君の北海道開発審議会委員としての

任期は、十二月十六日任期満了となる

ので後任者の指名を願いたい旨の要求

書を受領した。

一昨十三日内閣総理大臣より左の通り

補欠選挙に当選した旨の通知を受領し

た。

石川県選出(十二月十一日当選)

柴野和喜夫君(井村徳二君の補欠)

同日議長において、左の常任委員の辞

任を許可した。

商工委員

運輸委員

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

商工委員

運輸委員

同日衆議院から左の内閣提出案を受領

した。よって議長は即日これを内閣委

員会に付託した。

一般職の職員の手給に関する法律等

の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議

案が送付された。よって議長は即日こ

れを委員会に付託した。

農家負債整理資金融通特別措置法案

(芳賀貢君外十一名提出)

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

(芳賀貢君外十七名提出)

農林水産委員会に付託

水質汚濁防止法案(赤路友蔵君外四

十六名提出)

同日衆議院から、同院は議長に加藤徳

五郎君、副議長に正木清君を選挙した

旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は議長に加藤徳

五郎君、副議長に正木清君を選挙した

旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は議長に加藤徳

五郎君、副議長に正木清君を選挙した

旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は議長に加藤徳

五郎君、副議長に正木清君を選挙した

旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は議長に加藤徳

五郎君、副議長に正木清君を選挙した

旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は議長に加藤徳

五郎君、副議長に正木清君を選挙した

旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は議長に加藤徳

五郎君、副議長に正木清君を選挙した

旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は議長に加藤徳

五郎君、副議長に正木清君を選挙した

した。これを許可することに御異議ご

さいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。よって許可することに決しま

した。

議長(松野鶴平君) つきましては、

この際、日程に追加して、常任委員長

の選挙を行いたいと存じますが、御異

議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

した。これを許可することに御異議ご

さいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。よって許可することに決しま

した。

議長(松野鶴平君) つきましては、

この際、日程に追加して、ただいま辞

任を許可されました大倉精一君の後任

及び井村徳二君の逝去により欠員中の

裁判官訴追委員の選挙を行いたいと存

じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

○議長(松野鶴平君) 内閣から、十一月二十六日任期満了の鉄道建設審議会委員谷口弥三郎君、十二月十六日任期満了の北海道開発審議会委員千葉信君の後任者を、それぞれ指名されたいとの申し出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、鉄道建設審議会委員及び北海道開発審議会委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○田中茂穂君 これらの選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○小林孝平君 私は、ただいまの田中君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 田中君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって議長は、鉄道建設審議会委員に谷口弥三郎君、北海道開発審議会委員に千葉信君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、風俗営業取締法の一部を改正する法律案

(内閣提出)を議題といたします。まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長田中啓一君。

審査報告書

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十二日

地方行政 田中 啓一
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案の主な内容は、喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を暗くして営むもの及び他から見とおすことが困難で狭い客席を設けて営むものを新たに「風俗営業」に含ませることとし、また、「風俗営業」に属さない飲食店営業の深夜の業態についても必要な制限を定めうることにするとともに、罰則について必要な整備を行つたものであるが、善良な風俗を保持する上において概ね妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
風俗営業取締法

第一条を次のように改める。
(定義)

第一条 この法律で「風俗営業」とは、次の各号の一に該当する営業をいう。

一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせる営業

二 待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第一号に該当する営業を除く。)

四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第一号又は前号に該当する営業を除く。)

五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、総理府令で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス(これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で十ルクスに満たない照度を定めたときは、その照度)以下として営むもの(第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)

六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見とおすことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル(これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で五平方メートルに満たない広さを定めたときは、その広さ)以下である客席を設けて営むもの

道府県が条例で五平方メートルに満たない広さを定めたときは、その広さ)以下である客席を設けて営むもの

七 まあじやん屋、ばちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

第二条第三項中「第三号」を「第七号」に改める。
第四条中「(以下営業者という。)」を削る。

第四条の次に次の一条を加える。
(深夜における飲食店営業の規制)
第四条の二 都道府県は、条例により、客席を設けて客に飲食をさせる営業(以下「飲食店営業」という。)の深夜(午後十一時から翌日の日出時までの時間をいい、都道府県が条例でこの時間内においてこれと異なる時間を定めたときは、その時間とする。以下同じ。)における業態について、善良な風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

2 公安委員会は、飲食店営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、深夜における当該営業に関し、深夜において、法令

昭和三十三年十二月十五日 参議院會議録第二号 風俗営業取締法の一部を改正する法律案 参議院予備金支出の件

又は前項の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、当該営業を営む者に對し、当該施設を用いて営む深夜における飲食店営業について、期間を定めてその停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることが出来る。

第五條第一項中「前條」を「第四條」に、「營業の許可を取り消し、又は」を「營業の許可を取り消し、若しくは營業の停止を命じ、又は前條第二項の規定により、」に、「当該營業者」を「当該營業を営む者」に改め、同條第二項中「前條」を「第四條又は前條第二項」に、「当該營業者」を「当該營業を営む者」に改める。

第六條第一項中「当該官吏及び吏員を」警察官に改め、同項に後段として次のように加え、同條第二項中「当該官吏及び吏員」を「警察官」に改める。

深夜においては、飲食店營業の營業所についても、同様とする。

第七條第一項中「第四條」の下に「若しくは第四條の二第二項」を加え、「三箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、

又はこれを併科する」に改め、同條第二項中「條例に違反し、又は第六條の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三千元以下の罰金に処する」を「條例に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは一萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同條第三項中「又は虚偽の届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する」を「若しくは虚偽の届出をし、又は第六條の規定による警察官の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを五千元以下の罰金に処する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過規定)

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の第一條第五号又は第六号に掲げる營業を営んでゐる者は、この法律の施行の日から起算して三十日間、第二條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法律の一部改正)

4 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に、「及び第二号」を「から第六号まで」に改める。

5 兒童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第四号の三中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)に、「又は第二号」を「から第六号まで」に改める。

田中啓一君登壇、拍手

○田中啓一君 ただいま議題となりました風俗営業取締法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、前国会で、本院においては原案通り可決されましたが、衆議院において審議未了となりましたのであります。このたび、そのまゝものを政府より当院に再提出されたものでございます。

地方行政委員会におきましては、十二月十二日、青木國務大臣より提案理

由の説明を聞きましたが、その内容については、すでに前国会において十分質疑応答を重ねまして、慎重審議を尽しておりますので、今回は、質疑、討論を省略し、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、参議院予備金支出の件を議題といたします。まず委員長の報告を求めます。議院運営委員長安井謙君。

参議院予備金の支出について承諾を求めるの件

昭和三十三年十二月二十日から昭和三十三年十二月九日までの間に本委員会の承認を経て支出した参議院予備金は別紙の通りである。

よつて国会予備金に関する法律第三條の規定により議院の承諾を求める。

昭和三十三年十二月十二日

議長 安井 謙

参議院議長松野鶴平殿

六、一八二、六六二円

支出総額

内 訳

昭和三十三年(昭和三十三年十二月二十日から昭和三十三年三月三十一日まで)

科 目	支出額	理由及び内訳	承認年月日
国会所管			
(組織)参議院	二、四二、六三三円		
(項)参議院予備経費			
7 報 償 費	八三、三三五	オーストラリア連邦国会議員団の来日によつて要した事務費及び接待費	昭和三十三年三月一日
8 外 国 旅 費	二〇、四九、四三三	列国議会同盟春季会議出席のため議員団の外国派遣に要した旅費	昭和三十三年三月二日

十七年法律第二百六十六号)の二部を次のように改正する。

昭和三十三年十二月十五日 参議院會議録第二号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

第十六条第三項中「百分の六十・六二五以内」を「百分の六十一・〇四以内」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)第十四条の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により基く場合を含む。))の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百八十」とあるのは、「百分の二百六十をこえ百分の二百八十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

3 昭和三十三年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前

の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができ。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、この法律案が提案されるに至った経緯とその内容について申し上げます。国家公務員の給与に関し、本年七月十六日付をもって人事院から勧告がなされましたが、政府は、その内容等につき検討の結果、十二月に支給する期末手当に関する部分については、この際、これを実施することとしたし、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正して、国家公務員に対して、十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額することとし、また、この期末手当の増額に伴いまして、自衛官に対する航空手当等の額を

増額する必要があると、防衛庁職員給与法の一部を改正し、航空手当等の額の俸給日額に対する割合の最高限度を、期末手当の増額分だけ引き上げることにいたしました。なお、この改正法律案により、期末手当の増額されることとなる部分の本年十二月における支給につきましては、従前の例にならい、各庁の長が、既定人件費の節約等により、まかない得る範囲内で定める割合により支給することとしたしております。

内閣委員会は、本日委員会を開きまして、本法律案を審議いたしました。その審議におきまして、本年七月十六日付人事院の勧告のうち、初任給の号俸改訂に関する政府の今後の方針、この法律案実施に伴い地方公務員に支給する期末手当の増額分の地方公共団体に對する財源措置等につきまして、質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会會議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して千葉委員より、本法律案は公務員の実情に照らし低きに失するゆえんをもって反対、緑風会を代表して竹下委員より賛成の討論がなされました。討論を終

り、採決に入りましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、常任委員長兼任の件
- 一、常任委員長の選挙
- 一、裁判官訴訟委員兼任の件
- 一、裁判官訴訟委員の選挙
- 一、鉄道建設審議会委員及び北海道開発審議会委員の選挙
- 一、日程第一 風俗営業取締法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 参議院予備金支出の件

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員
島村 軍次君 北 勝太郎君
山本 利寿君 手島 榮君
加賀山之雄君 森 八三一君
宮城タマヨ君 前田 久吉君
最上 英子君 迫水 久常君
松岡 平市君 田中 啓一君
森田 義衛君 早川 慎一君
常岡 一郎君 青山 正一君
藤野 繁雄君 竹下 豊次君
谷口弥三郎君 新谷寅三郎君
紅露 みつ君 杉山 昌作君
田村 文吉君 村上 義一君
一松 定吉君 本多 市郎君
佐藤 順造君 江藤 智君
成田 一郎君 西田 信一君
鈴木 万平君 吉江 勝保君
前田佳都男君 酒井 利雄君
三木與吉郎君 雨森 常夫君
小西 英雄君 館 哲二君
山本 米治君 劍木 亨弘君
大谷 實雄君 田中 茂穂君
有馬 英二君 大谷 登潤君
苦米地英俊君 近藤 鶴代君

昭和三十三年十二月十五日 参議院會議録第二号

小柳 牧衛君	石坂 豊一君	辻 武壽君	竹中 恒夫君	一七一	森 元治郎君	二〇三	藤田藤太郎君	二四九
安井 謙君	黒川 武雄君	大竹平八郎君	安部 清美君	一七二	鈴木 壽君	二〇四	中村 正雄君	二五〇
小林 英三君	野村吉三郎君	北村 暢君	北條 雋八君	一七三	大河原一孝君	二一六	占部 秀男君	二五一
寺尾 豊君	松村 秀逸君	天坊 裕彦君	光村 甚助君	一七四	松澤 靖介君	二一七	北村 暢君	二五二
石井 桂君	大沢 雄一君	永岡 光治君	藤田 進君	一七六	木下 友敬君	二二三	秋山 長造君	二五三
平島 敏夫君	後藤 義隆君	小酒井義男君	松澤 兼人君	一七七	平林 剛君	二三四	岡 三郎君	二五四
西岡 ハル君	土田国太郎君	河合 義一君	片岡 文重君	一七八	横川 正市君	二二五	田畑 金光君	二五五
上林 忠次君	小澤久太郎君	阿部 竹松君	島 清君	一七九	加瀬 完君	二二六	永岡 光治君	
関根 久蔵君	野本 品吉君	高田なほ子君	曾根 益君	一八〇	阿具根 登君	二二七	藤田 進君	
秋山俊一郎君	上原 正吉君	松浦 清一君	田中 一君	一八一	成瀬 幡治君	二二八	亀田 得治君	
伊能繁次郎君	石原幹市郎君	佐多 忠隆君	椿 繁夫君	一八二	大和 与一君	二二九	湯山 勇君	
高橋進太郎君	鹿島守之助君	千葉 信君	内村 清次君	一八三	大倉 精一君	二三〇	小酒井義男君	
杉原 荒太君	吉野 信次君	山田 節男君	三木 治朗君	一八四	安部キミ子君	二三一	戸叶 武君	
郡 祐一君	津島 壽一君	国務大臣	青木 正君	一八五	近藤 信一君	二三二	松澤 兼人君	
堀木 鎌三君	永野 護君	国務大臣	赤城 宗徳君	一八六	伊藤 顕道君	二三三	竹中 勝男君	
佐野 廣君	勝俣 稔君	政府委員	宗徳君	一八七	矢嶋 三義君	二三四	山口 重彦君	
小柳 勇君	森中 守義君	内閣官房長官	赤城 宗徳君	一八八	相馬 助治君	二三五	海野 三朗君	
鈴木 強君	相澤 重明君	人事院事務総局給与局長	瀧本 忠男君	一八九	小笠原三男君	二三六	河合 義一君	
鈴木 壽君	大河原一孝君	總理府総務長官	松野 頼三君	一九〇	江田 三郎君	二三七	片岡 文重君	
久保 等君	木下 友敬君			一九一	中田 吉雄君	二三八	阿部 竹松君	
平林 剛君	横川 正市君			一九二	天田 勝正君	二三九	島 清君	
加瀬 完君	大倉 精一君			一九三	荒木正三郎君	二四〇	高田なほ子君	
矢嶋 三義君	相馬 助治君			一九五	藤原 道子君	二四一	曾根 益君	
江田 三郎君	天田 勝正君			一九六	野澤 俊英君	二四二	東 隆君	
荒木正三郎君	小林 孝平君			一九八	清澤 清一君	二四三	松浦 清一君	
野澤 勝君	加藤シヅエ君			一九九	棚橋 小虎君	二四五	田中 一君	
羽生 三七君	藤田藤太郎君			二〇〇	吉田 法晴君	二四六	佐多 忠隆君	
中村 正雄君	市川 房枝君			二〇一	栗山 良夫君	二四七	椿 繁夫君	
八木 幸吉君	岩間 正男君			二〇二	羽生 三七君	二四八	千葉 信君	

十二月十二日議長において、左の通り議席を変更した。

(参照)

昭和三十三年十二月十五日 参議院会議録第二号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料共)
發行所 東京都新宿区市谷本町町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三三)五五五(官報部)